

## 標準処理期間の見直しに関する意見募集について

### 1. 背景

昨今、政府全体として働き方改革を推進している一方、運輸局・運輸支局への申請件数は緩やかな増加傾向にあり、職員一人当たりの業務量が増加している。そのため、一部の運輸局・運輸支局では、現行の標準処理期間内に処理が完了していないケースが発生している。

他方で、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に規定される 211 の手続きについて令和 8 年からオンライン申請が開始される（※）。今般のオンライン申請はデジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき実施しており、申請のオンライン化は国民の利便性向上のために政府全体となって実施する取組であるところ、こうした状況を踏まえ、一部の紙申請の標準処理期間を延長するとともに、オンライン申請に関しては、申請のオンライン化により業務効率化が図られることから、現行の標準処理期間を維持することとする。

※一部の手続きについては令和 7 年 9 月からオンライン申請が開始される  
これらの方針に基づき、標準処理期間を規定する通達について、所要の改正を行う。

### 2. 概要

別紙のとおり、紙申請に係る各種申請手続の標準処理期間を延長する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 8 年 1 月

施行：令和 8 年 4 月 1 日